

○公 印 規 則

制 定 昭 35.8.18 規則 3
最近改正 平 19. 4. 1 規則 1

(規定、型式)

第 1 条 この組合において使用する公印の名称、ひな型、書体、寸法その他公印について必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(公印の管理)

第 2 条 公印は、慎重に取り扱い、盗難、不正使用等のないよう監守を厳重にするとともに、つねに鮮明にしておかなければならない。

(公印の名称、ひな型等)

第 3 条 公印の名称、書体及び寸法は別表第 1 のとおりとし、そのひな型は別表第 2 のとおりとする。

(職務代理の場合の公印)

第 3 条の 2 管理者その他の職員に事故等があるため他の職員の職務代理者等となり、その職務を代理する場合の公印の使用については、その職務を代理される者の公印を使用するものとする。

(公印監守者)

第 4 条 公印監守の責に任ずるため、公印監守者を置く。

2 公印監守者は、別表第 1 のとおりとする。

(改刻、廃止)

第 5 条 事務局長は、公印を新調し改刻し又は廃止しようとするときは、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。ただし、議長、副議長、常任委員長及び議会の公印を新調し、改刻し又は廃止しようとするときは、議長の同意を得なければならない。

(登 録)

第 6 条 事務局長は公印台帳（別記第 3 号様式）を作成し、異動の都度必要事項を登録しておかなければならない。

(廃止公印の保存)

第 7 条 公印の監守者は、その使用を廃止した公印は 10 年間保存しなければならない。

(事故の届出)

第 8 条 公印の盗難、紛失等の事故があったときは、すみやかに管理者に報告しなければならない。公印に関し偽造等の事故があったときもまた同様とする。

(施行の細目)

第 9 条 この規則の施行について必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

1 この規定は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際限に使用する公印は、この規則に基き作成した公印とみなす。

附 則（昭 38.10.30 規則 1）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 38 年 10 月 4 日から適用する。

附 則（昭 39. 9.30 規則 1）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 39 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭 41.4. 5 規則 2）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 41 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭 42.6. 1 規則 2）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 42 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（昭 44.6. 6 規則 1）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭 49.4. 1 規則 2）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭 58.4. 1 規則 1）

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2.1. 1 規則 1）

この規則は、平成 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平 19.4. 1 規則 1）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

公 印 名 称	ひな型	書 体	寸 法	監 守 者
組 合 之 印	1	古印体	シメール 方 30	総 務 課 長
管 理 者 之 印	2	てん書	方 24	〃
管 理 者 印	3	てん書	方 24	〃
議 会 議 長 之 印	4	古印体	方 24	〃
議 会 副 議 長 印	5	古印体	方 24	〃
議 会 常 任 委 員 長 之 印	6	古印体	方 24	〃
水 防 団 長 印	7	てん書	方 24	〃
水 防 団 長 之 印	8	れい書	方 30	〃
水 防 協 議 会 会 長 之 印	9	てん書	方 24	〃
水 防 協 議 会 之 印	10	れい書	方 30	〃
公 平 委 員 会 之 印	11	てん書	方 30	〃
公 平 委 員 会 委 員 長 之 印	12	てん書	方 24	〃
監 査 委 員 之 印	13	てん書	方 24	〃
会 計 管 理 者 印	14	れい書	方 18	会 計 管 理 者
事 務 局 長 之 印	15	てん書	方 21	総 務 課 長
議 会 之 印	16	古印体	方 30	〃

別表第2

1	2	3	4	5
組 合 之 印 水 防 事 務 淀 川 左 岸	管 理 者 之 印 防 事 務 組 合 淀 川 左 岸 水	淀 川 左 岸 水 防 事 務 組 合 管 理 者 印	議 長 之 印 組 合 議 會 水 防 事 務 淀 川 左 岸	副 議 長 印 組 合 議 會 水 防 事 務 淀 川 左 岸
6	7	8	9	10
員 議 防 淀 長 會 事 川 之 常 務 左 任 組 合 岸 委 水	團 組 水 淀 長 合 防 事 之 水 務 防 務 左 岸 水	水 防 事 淀 防 事 務 務 組 合 之 印 左 岸 水	議 組 水 淀 會 合 水 防 事 長 協 務 務 左 會 之 印 防 務 左 岸 水 防	協 事 淀 議 務 川 會 組 合 水 防 務 左 岸 水 防
11	12	13	14	15
委 組 水 淀 員 合 防 川 會 公 事 左 之 平 務 岸 印	委 公 防 淀 員 平 事 川 長 委 務 左 之 員 組 合 岸 會 水	委 組 水 淀 員 合 防 事 之 監 務 左 查 務 岸 印	淀 川 左 岸 水 防 事 務 組 合 管 理 者 印	淀 川 左 岸 水 防 事 務 組 合 專 務 局 長 印
16				
淀 川 左 岸 水 防 事 務 組 合 議 會 之 印				

別記第3号様式

表 面

公 印 台 帳	
印 影	
名 称	
ひな型 番 号	印 材
寸 法	径 ミリメートル
新 調 年 月 日	平成 年 月 日
改刻廃止 年 月 日	平成 年 月 日
イ	

裏 面

期 間	日から				
	まで				
監 守 者 名					
要 摘					
平成					
平成					